

民事訴訟最終通達書

訴訟管理番号 (や) 678

本通達は、貴殿に対し、契約中、若しくは債権譲渡のあった企業又は団体から契約不履行による訴状が提出されたことを当該債務者たる貴殿に通達し、本通達の後、訴訟取り下げ最終期日を経て貴殿を被告とした民事裁判が開始されることを通知するものです。

本通達に対しこのまま連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、裁判所の認可を得た執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産物や不動産物の差し押さえが強制的に執行される場合があります。

また、本件は民事訴訟に関する通達である為、民事訴訟法の適用に債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承ください。より個人情報保護や守秘義務が発生いたしますので、本件に関する相談、取り下げ等のお問い合わせは必ずご本人様からご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

訴訟取り下げ最終期日 令和5年12月25日

訴訟通知センター お問い合わせ・相談窓口

03-****-****

受付時間（日、祝日は除く）

平日 9:00～20:00 / 土曜日 9:00～13:00

〒100-**** 東京都千代田区霞が関 *丁目*番*号